

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（給料表及び職務の級）</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。</u></p> <p>3 教育委員会は、全ての職員の職を前項の<u>幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表及び人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</u></p> <p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第6条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、<u>人事委員会の承認を得て、墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p> <p>2～5〔略〕</p> <p>6 <u>職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和33年墨田区条例第10号）第7条の規定により、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p> <p>7〔略〕</p> <p>8 第2項から第4項まで及び第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 （再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第6条の3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、<u>人事委員会の承認を得て、墨田区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p> <p>3 教育委員会は、全ての職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。</p> <p>（初任給、昇格及び昇給の基準）</p> <p>第6条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、<u>人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>2～5〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>6〔略〕</p> <p>7 第2項から第4項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条の3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職</p>

員」という。)の給料月額は、第6条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第14条〔略〕

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1)〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額

(3)〔略〕

3～6〔略〕

(休職者等の給与)

第24条 休職等となった職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)～(3)〔略〕

(4) 職員の分限に関する条例第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2・3〔略〕

(期末手当)

第27条〔略〕

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2)〔略〕

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給

員」という。)の給料月額は、第6条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

〔同左〕

第14条〔略〕

2〔同左〕

(1)〔略〕

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第2に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に定める額に支給月数を乗じて得た額

(3)〔略〕

3～6〔略〕

〔同左〕

第24条〔同左〕

(1)～(3)〔略〕

(4) 職員の分限に関する条例(昭和33年墨田区条例第10号)第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2・3〔略〕

〔同左〕

第27条〔略〕

第28条〔同左〕

(1)・(2)〔略〕

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給

日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 〔略〕

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 〔略〕

別表第2

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務

別表第3 〔略〕

日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 〔同左〕

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 〔略〕

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3～6 〔略〕

〔新設〕

別表第2 〔略〕

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 6 条第 6 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後の幼稚園教育職員の行為に係る降給について適用する。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 2 3 年墨田区条例第 1 2 号) 付則第 4 項及び第 5 項の規定により特別区人事委員会 (以下「人事委員会」という。) が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の第 6 条第 6 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

地方公務員法の一部改正 (抄)

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する条例及び給与の支給)</p> <p>第 2 5 条 職員の給与は、<u>前条第 5 項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない</u>、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与に関する条例には、<u>次に掲げる事項を規定するものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>等級別基準職務表</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項</u></p> <p>(5) <u>前号に規定するものを除くほか、地方自治法第 2 0 4 条第 2 項に規定する手当を支給する場合においては、当該手当に関する事項</u></p> <p>(6) <u>非常勤職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項</u></p>	<p>(給与に関する条例及び給料額の決定)</p> <p>第 2 5 条 職員の給与は、<u>前条第 6 項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない</u>、又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 給与に関する条例には、<u>次の事項を規定するものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">[新設]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項</u></p> <p>(4) <u>特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当及び扶養親族を有する職員に対する手当を支給する場合においては、これらに関する事項</u></p> <p>(5) <u>非常勤職員の職及び生活に必要な施設の全部又は一部を公給する職員の職その他勤務条件の特別な職があるときは、こ</u></p>

<p>(7) 〔略〕</p> <p>4 <u>前項第1号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。</u></p> <p>5 <u>第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。</u></p>	<p>れらについて行う給与の調整に関する事項</p> <p>(6) <u>職階制を採用する地方公共団体においては、その職に職階制が始めて適用される場合の給与に関する事項</u></p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>4 <u>職階制を採用する地方公共団体においては、給料表には、職階制において定められた職級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。</u></p> <p>5 <u>職階制を採用する地方公共団体においては、職員には、その職につき職階制において定められた職級について給料表に定める給料額が支給されなければならない。</u></p>
--	---

【施行日】平成28年4月1日